



® 平成30年 9 月 20 日 (木)

No. 14777 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第9回 広東省高級人民法院による「標準必須特許紛争事件の審理に関する業務ガイドライン(試行)」について (1)

☆平成31年度 知的財産政策関係予算等のポイント (10)

☆平成31年度 主な機構・定員要求内容について (11)

中国知財の最新動向 第9回

広東省高級人民法院による「標準必須特許紛争事件の審理に関する業務ガイドライン(試行)」について

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

2018年4月26日、広東省高級人民法院は、「標準必須特許紛争事件の審理に関する業務ガイドライン(試行)」(以下「本ガイドライン」という)を發布した²。これは、通信分野における標準必須特許(SEP)

の紛争事件を適切に審理することを目的として、広東省高級人民法院の標準必須特許課題調査研究チームが起草したものである。法的拘束力はないものの、これまでに重要な標準必須特許紛争事件の審理・判断を行ってきた広東省高級人民法院が發布したガ

すべてはクライアントのために

All for Our Clients

住友特許事務所

所長 弁理士	住友 慎太郎※	弁理士	石原 幸信
弁理士	浦重 剛	弁理士	市田 哲
弁理士	苗村 潤※		(※ 特定侵害訴訟代理可)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島6丁目1番1号 新大阪プライムタワー20F

TEL (06) 6302-1177(代)

FAX (06) 6308-4126

E-mail: info@sumi-pat.com(代表)

URL: <http://www.sumi-pat.com>

イドラインであることから、広東省高級人民法院及び広東省内の人民法院はもちろん、他の地域の人民法院に対しても、事実上の影響力は大きいものと思われる。

本ガイドラインの構成は、「一、標準必須特許紛争事件の審理に関する基本問題」、「二、標準必須特許の実施差止の民事責任に関する問題」、「三、標準必須特許ライセンス使用料の確定に関する問題」、「四、標準必須特許の独占紛争事件の審理に関する問題」、「五、本ガイドラインの適用範囲について」となっている。

以下、本ガイドラインの主な内容を紹介するが、本文の後に、本ガイドラインの日本語訳を掲載したので、ご参照いただきたい。

なお、本稿の中で、アンダーラインを引いた部分は、従前の中国の法令やガイドライン等に規定がない等、とくに注意すべきと考えられる内容である。

Ⅱ 本ガイドラインの主な内容

全32条からなる本ガイドラインの主な内容は、以下のとおりである。

1 標準必須特許紛争事件の審理に関する基本問題

本ガイドラインにいう「標準必須特許」とは、いずれかの一つの技術標準を実施するために使用しなければならない特許を指す（1条）。この定義は、国際標準化機構（ISO）及び司法実務の経験を参考に策定されたものとされている³。

相続、譲渡等の原因により特許権の帰属に変更が生じる場合、元の特許権者が出した公平・合理・無差別の声明は、標準必須特許の相続人・譲受人に対し同等の効力を有する（4条前段）。当該声明は、その関連企業に対しても拘束力を有する（4条後段）。「関連企業」の範囲については、ETSI等の国際標準化組織が公表した各種文書を参考にできるとされている⁴。

標準必須特許紛争事件の審理は、標準必須特許権者のイノベーションに対する貢献を十分に考慮し、法により特許権者の権利を保護するだけでなく、特許権者、実施者及び社会公共の利益とのバランスを保たなければならない（5条）。

標準化組織が実施する知的財産権ポリシーは、そのメンバーが従事する標準化活動に対し拘束力

を有し、標準必須特許紛争事件の審理の根拠とすることができる（7条）。

標準必須特許紛争事件の審理において、公平・合理・無差別の原則の解釈、関連標準必須特許の権利範囲及び行使の確定、関連行為の性質に対する定性等に関する問題については、通常、保護が請求された場所の法律又は裁判所の所在地の法律の適用を考慮しなければならない（8条）。ETSIの知的財産権ポリシーの第12条は、「このポリシーは、フランスの法律によって規制される」と規定している。しかし、各国の裁判所は、各国の関連事例において、上記ポリシーの規定から単純にフランス法を適用するのではなく、属地主義の原則に基づいて準拠法を決定している。その理由は、①FRAND原則は、標準化組織の知的財産権ポリシーの要求を満たすだけでなく、関連国の法律の規定を遵守しなければならないこと、②知的財産権の地域的特徴によれば、特許権が保護されているかどうか、及びどの程度までライセンスによって使用できるかという問題は、属地主義の原則に従って解決されるべきであること、③準拠法の決定にあたっては、最密接関連地法の原則が一般的に考慮され、保護が要求された地及び裁判所の所在地も考慮すべき要素に含まれること等にある⁵。

2 標準必須特許の実施差止の民事責任に関する問題

標準必須特許権者が標準必須特許の実施差止請求を提出する場合、公平・合理・無差別の原則及び関連するビジネス慣行に基づき、標準必須特許権者及び実施者の主観的過ちについて判断し、これにより標準必須特許の実施差止請求を支持するか否かを決定することとされている（10条）。

標準必須特許権者が公平・合理・無差別の声明の要求に合致しているか否か、実施者に過ちがあるか否かを総合的に考慮し、表1に記載されたケースごとに、標準必須特許の実施差止請求を支持するか否かをそれぞれ決定することになる（12条）。